

## e 同和問題

| 取組に当たっての基本的な考え方・観点<br>＜「第三次とりまとめ」＜実践編～個別的人権課題に対する取組～＞   | 関係法令等  |
|---|--|
| <p>同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根強く存在している」（平成11年7月人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。</p> <p>同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、これまでの同和教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つととらえつつ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築する。</p> <p>学校教育においては、家庭及び地域社会と一体となった進学意欲と学力の向上を促進するとともに、同和問題の解決に向けた取組を推進していく。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同和対策審議会答申</li> <li>・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」</li> <li>・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（閣議決定）」</li> <li>・同和関係特別対策の終了に伴う総務大臣談話</li> </ul>  |
| 目 標 例   | 県教委作成の資料等  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・同和問題の歴史的経緯と差別の現実などについて理解と認識を深める。</li> <li>・当事者の思いや願いを知り、その生き方に学ぶ。</li> <li>・身近にある自分たちの問題として考える。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・『同和問題学習展開案』（H20、3月作成）</li> <li>・『人権教育だより76号』（人権教育Q&amp;A同和問題の学習）<br/>（働くわかるから尊敬へ）</li> <li>・『「わたし」と「あなた」そして「みんな」の人権』（ちがいのちがいの、ドキュメンタリー結婚）</li> <li>・『ヒューマンライツインながの』（よかったね美穂ちゃん、医学の進歩を支えた人々、愛と自由のためにー高橋くら子との出会いー、今光ってほしい）</li> <li>・『人権つうしん36号』（10年後の同級会）</li> <li>・『人権つうしん38号』（無名校の甲子園出場）</li> <li>・『人権つうしん39号』（今、光ってほしい～娘の遺してくれたもの～）（御巣鷹山を訪ねて）</li> <li>・『参加型人権教育プログラム集』（H22、3月作成）<br/>（10年後の同級会）</li> <li>・『人権つうしん40号』（長野県人権教育リーダー研修会の記録＜齋藤賢治氏の講演、トークセッションの記録＞）</li> </ul> |
| 取 組 例   |  |
| <p>＜学校教育での取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会科での、中世の庭造りや芸能への被差別民衆の貢献、江戸時代の身分制度、被差別部落の人々が医学の発展につくしたり解放運動に立ち上がった歴史の学習。</li> <li>○結婚差別の問題や解放子ども会員の願いについて考え合う学習。</li> <li>○道徳や社会科等で「あけぼの」にある同和問題の教材を使った学習。</li> </ul> <p>＜PTA・地域と連携した取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○同和問題に対する正しい理解と認識を定着させるための研修会や自治会ごとの学習会、公民館の学習講座等の充実を図る。</li> <li>○同和問題解決を目指して取り組んだ人々の足跡や成果等を訪ねる現地学習やフィールドワークを行い、事実認識を確かにする。</li> <li>○学習の成果や取組の具体例について人権フェスティバルや住民集会等で発表し合う活動。</li> </ul> |  |
|    |  |
| <p>資料紹介 「あけぼの」（作成：長野県同和教育推進協議会）<br/>小学生の低学年、中学年、高学年向けと、中学生向けがあり、同和問題をはじめとして様々な人権課題について学習することができます。</p>  |   |

# 同和問題の学習Q&A

## Q1 同和教育から人権教育になったので、同和問題はもう教えないのですか？

子どもたちに同和問題について何も教えなかったらどうなるでしょう。初めての同和問題との出会いが差別的な情報等であった場合、間違った情報を安易に信じてしまう可能性もあります。近年、インターネット上では、同和問題に関して事実とそうでないものが混じった状態で流されているケースが見受けられます。誰もが、同和問題についての正しい知識や理解を得ておく必要があります。

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、県の「人権政策推進基本方針」には、同和問題が重要な人権課題の1つとして位置づけられています。また、小学校6年生及び中学校の社会科の教科書には、被差別部落の歴史や同和問題解決に向けての人々の歩みが必ず出てきます。しっかり学ばせたいですね。

## Q2 教科書の江戸時代の身分制度の記述が変わった気がしますが？

被差別部落の歴史に関わる記述について、A社の中学校用の教科書の一部を紹介します。「低い身分」「下の身分」という表現はなくなっています。

<平成9年度改訂版>

### 【きびしい身分による差別】

身分は、武士と百姓と町人とに分けられ、また「えた」や「ひにん」とよばれる低い身分も置かれた。

<平成18年度改訂以降>

### 【きびしい身分による差別】

百姓・町人とは別に、えた身分、ひにん身分などの人々がいました。

さらに、「農業に従事して年貢をおさめたほか、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄（せった）生産、雑業などをして生活しました。…」というように、教科書の記述が、かつての「差別と貧困」の歴史から「生産と労働と文化」の側面でもとらえた内容に変化しています。被差別民衆が生活や文化の創造に果たしてきた役割等、近年の歴史研究の成果が教科書に反映されているのです。

また、以前から、多様な人々の生活を扱わずに歴史学習を進め、江戸時代になって突然身分制度の学習に入ると、子ども達も教師も違和感を持ってしまうという指導上の課題がありました。近世の身分制度のみを扱うのではなく、中世の被差別民衆が文化創造に果たしてきたこと、アイヌの人々の生活や文化の歴史、女性の地位向上をめざす運動など様々な人権課題に関わる内容をどう扱うか、歴史学習全体の指導の構想を見直すことが大切です。（例えば、アニメ「もののけ姫」には、ハンセン病患者と考えられる人々をはじめ、生き生きと共生する中世の被差別民衆が登場します。「一遍聖絵」等も参考になります。）

## Q3 被差別部落の歴史をどのように学べばいいのですか？

教科書から発展させた歴史学習の中で、厳しい差別の中を生き抜いた人々と豊かな出会いができるとういと思います。「巧みな技術と豊かな経験によって玄白を助け、医学の発展につくした虎松の祖父」、「春駒や猿回し等で人々の生活に潤いを与えた辻芸人」、「自らの解放を求めて立ち上がった水平社の若者達」等の生き方にふれ、自分の生き方を考えることが、子ども達にとって（教師にとっても）とても大切です。

## Q4 同和問題の解決のためには同和問題だけを学習すればいいのですか？

同和問題だけでなく、女性・障害者・外国人・HIV・ハンセン病問題等の他の人権課題の解消に向けた学習や取り組みをあわせて行っていく中で、同和問題も解消に向かっていくものと考えます。

また、同和問題の解決を自らの課題と受け止めて学習を深めていった児童生徒が、身近ないじめ等の問題にしっかり向き合うようになるという取り組みが以前からありました。同和教育の中で築いてきた学びの姿勢を、これからの人権教育の中でも活かしましょう。

# 同和問題を考えるQ & A

## Q1 同和問題に対する県民の意識は？

同和問題は多くの人々によって、解決に向けての努力が続けられています。教育の分野では、部落差別の解消に向けた教育・啓発等が進められ、人権尊重の考え方や様々な人権課題を解決しようとする意識も広がりました。

その一方で、平成20年度に長野県が行った人権に関する県民意識調査では、子どもが同和地区の人と結婚することに「賛成」「子どもの意志尊重」は、67.1%で、前回調査より9ポイント減少しています。そのことについて、長野県人権政策審議会答申（H21.3.23）には、「長野県の取組が停滞あるいは後退したこと、ならびに部落解放運動に関わってきた人々による不祥事（不正）が関西を中心に相次いで発覚したことが関連していると考えられます。」とありますが、同和問題に対する県民の意識の変化により、教育・啓発の立場にある者が同和問題に対して思考停止になってはならないと考えます。教育・啓発を今後も工夫して行っていく必要があります。

## Q2 同和問題における「寝た子を起こすな」という考えはどんな考えですか？

同和問題について今さら学習しなくとも、このままそっとしておけば自然に差別が解消するという考え方です。

「寝た子を起こすな」の考え方では、差別を見過ごしてしまったり、自分自身の差別意識に気づかなかったり、結果的に差別を広げてしまうことになりかねません。人権尊重の社会を目指すには、あまりにも消極的な姿勢といえます。

## Q3 部落解放子ども会について教えてください。

解放子ども会の前身としての子ども会活動は、戦後の混乱期に、被差別部落の青年等が、学用品や教科書もない子どもたちの状況を改善しようと、自宅を開放して子どもたちを集め学習会を始めたことが契機となっています。子どもたちの基礎学力を向上させようと始まった学習会ですが、差別に負けない力をつけるために、部落差別の問題も学習するようになりました。子ども会の指導は、1974年から配属された同和教育推進教員を核として部落解放を目指す子ども会活動が推進されるようになりました。同和教育推進教員の制度はなくなりましたが、保護者や地域の支援者、教職員の努力によって、現在も解放子ども会の活動を続けているところがあります。

教師として、あらためて、解放子ども会員あるいは被差別部落の人たちの思いや願いについて考えてみることは、当事者の立場に立った人権教育の取組の深まりと広がりにつながります。

## Q4 「同和」という言葉は単独では使わないのですか？

「同和」という言葉は、「人々が和合する」という意味で昭和天皇即位時の詔勅の中にある言葉から作られたといわれています。戦後になって、「同和問題」、「同和地区」というように行政の用語として定着しました。

そして、「同和問題」「同和地区」「同和教育」というような使い方はしますが、「同和」と単独で使うことは、教育・啓発の中ではありません。

「同和」だけでは、「同和問題」なのか「同和教育」なのか、あるいは「同和対策」なのか不明確です。また、「同和の連中」「同和のしょう（衆）」といった差別的であったり、見下すような意味合いの表現がされたりすることも問題にされてきた経過があります。

同和問題について学習を進めていくと、「同和問題」「同和対策」というように表現が明確になってきます。

## Q5 「えせ同和行為」とはどんなことですか？

「えせ」とは、「似ているが本物ではない」「まやかし」という意味です。「えせ同和行為」とは、「同和問題は難しい」、「やっかいなので関わりたくない」というような偏見や意識が世の中にまだあることを利用して、同和問題を口実に、企業や公共機関等に圧力をかけて、高額な書籍等売りつけ、金銭等の利益を得ようとする行為です。えせ同和行為を容認することは、同和問題に対する誤った意識を広げることに加担することにもなります。電話や文書による行為が多いですが、「結構です」「検討します」「予算がない」などのあやふやな意思表示はせず、毅然とした対応をすることが大切です。

## 【参考】 長野県の同和教育の流れ

### ＜部落差別に立ち向かった教育者＞

明治・大正・昭和（戦前）においては、同和教育・人権教育といった言葉も概念も無かった時代であるが、部落差別に立ち向かった教師たちがいた。

大江磯吉は、南信の被差別部落に生まれた。長野県尋常師範学校主事を務め、最後は鳥取県の中学校長となる。差別に屈せず教壇に立ち続ける姿勢を貫いた。

浅岡一は、長野県尋常師範学校校長、信濃教育会長等をつとめ、草創期の長野県教育をつくったといわれる。大江の教師としての実力を評価し支援し続けた。

伴野文太郎は、師範学校で浅岡、大江に学び、卒業後、東信の尋常高等小学校に勤める。被差別部落の子どもたちが入学できないことに憤り、放課後出張授業を行った。

保科百助は、北信の小学校長として赴任した時、被差別部落の子どもたちが学校（本校）のすぐ近くの分校で学習していたことに疑問に持った。伴野の協力も得て、村当局や村民の反感にも毅然と対応し、被差別部落の児童が本校で学習できるようにした。

赤羽王郎は、人道主義の立場（白樺派）の考えに立ち、被差別部落の子どもたちが教室の隅に押しやられ、誰も手をつながない学級の状況を改善した。

### ＜長野県の同和教育の始まり＞

教育現場で、同和問題が大きく取り上げられるきっかけになったのは、昭和25年、北信の小学校での給食に関わる差別事象である。ある児童が、同和地区の母親が当番で作ったみそ汁を、「きたない」と言って、捨ててしまったという事件である。当時、他の学校でも同様の事件が発生していた。

この事象は、民主主義教育が実践されているはずの教室で発生したものであるだけに、厳しく教育の質を問うものであった。そして、この差別事象をきっかけに本県の戦後の同和教育は始まったといえる。

昭和26年、県及び県教育委員会は、部落差別の歴史と差別の不当性を内容とした同和教育資料『開けゆく日本』を作成し、教職員及び市町村の指導者の啓発を図った。この全県的な取組は、全国的にみても最も早い時期のものであった。ついで、昭和27年、県教育委員会は「同和教育のために」を作成し、同和教育の指針を示した。

### ＜同和教育の深まりと広がり＞

昭和36年に、長野市の同和地区の女子中学生が自殺した。彼女は、友だちからあだ名で呼ばれ、「くさい」と言われていたが、家庭が貧困で授業で使う教材を持参できないことを苦にして自殺したのである。この差別事象は、教室の中で部落差別やその歴史を、ただ単に知識として教えるだけでは真の同和教育にならないことを示した。また、生徒の家庭、特に部落差別による貧困が、いかに子どもの生活に影響を及ぼしているかを示しており、同和地区の人たちの生活をぬきにしては同和教育を考えられないことを教師に気づかせた。これらの教訓から、一人一人を大切に、「子どもの姿から学ぶ」個別

指導と、教師自らが同和地区を訪問し、保護者から同和地区の人たちの生活に学ぶ、つまり「部落差別の現実に学ぶ」同和教育へと広がり、深まっていった。

また、昭和30年代は、他県の男性と結婚した県内の女性が、部落差別の重圧に耐えかねて自殺に追い込まれるなどの差別事象が相次いで起きた。同和教育に取り組んできた教師の中に、教え子を死に追いやらないためには、教師として何を為すべきかの模索が始まった。同和地区の子どもたちが、社会に出て部落差別と直面しても、それをはねのけ、強くたくましく生き抜くことを願って実践されるようになったのが「出身表明」である。

全国状況では、昭和36年に、高知市で被差別部落の人々を中心となって「小中学校の教科書をタダにする会」がつくられ、教科書無償化運動が始まった。また、公正な就職採用選考を求めた動きも始まり、現在の「統一応募用紙」にもつながっている。

これらの部落解放に向けた具体的な運動は、被差別部落の人々だけでなく、様々な状況で不利益を受けていた人たちを支えるものとなり、社会の人権保障の考えを大きく進める力となっていった。

国においては、昭和40年に「同和对策審議会答申」が出され、「同和问题の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である。」とされた。この答申を具体化するために、「同和对策事業特別措置法」（同対法）等が制定され、生活環境の改善・向上を目指した取組がされた。

同和地区児童生徒の指導については、昭和49年から配置された同和教育推進教員を中心に、解放子ども会における自立と自覚を高める取組が組織的になされるようになった。そして、児童生徒にとって身近で具体的な同和教育の教材として、解放子ども会の教材化の意義が認識されるようになった。

また、昭和62年に北信の中学校で発生した、いじめの手段として部落差別が使われるという事象は、生徒指導と同和教育の連携が重要であることを教訓として示した。

文部科学省は、平成4年に「同和教育の推進について」という通知を出し、「基本的人権を保障することは、我が国の社会制度の基本であり、同和教育はこれにかかわるものとして推進されなければならない」とした。

### ＜同和教育から人権教育へ＞

国連は、「人権教育のための国連10年」（1995～2004年）を実施し、国において国内行動計画が作成された。県は、平成9年（1997年）に、「人権教育のための国連10年長野県行動計画」を策定し、同和教育の成果とこれまでの手法への評価をふまえ、人権教育として発展的に再構築を図っていくこととなった。

さらに、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布され、学校教育及び社会教育における人権教育推進の法的根拠が明確に示された。

参考：「あけぼの人間に光あれ活用の手引」（長野県同和教育推進協議会）



## f アイヌの人々

|   |   |
|---|---|
| <p>取組に当たっての基本的な考え方・観点<br/>         &lt; 第三次とりまとめ &gt; 実践編～個別の人権課題に対する取組～&gt;</p>  | <p>関係法令等</p>  |
| <p>アイヌの人々の文化や伝統は、今日では十分に保存・伝承が図られているとは言い難い現状にある。</p> <p>また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。</p> <p>こうした中、国民一般がアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重する観点から、取組を推進することが求められている。</p> <p>学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進する。</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律</li> <li>アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議</li> </ul>  |
| <p>目 標 例</p>  | <p>県教委作成の資料等</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌの人々の歴史や伝統、文化などについて正しい理解と認識を深める。</li> <li>世界の少数民族についても関心を広げ理解を深める。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>『ヒューマンライツインながの』（川村カネトの活躍）</li> <li>『「わたし」と「あなた」そして「みんな」の人権』（飯田線とカネト）</li> <li>『参加型人権教育プログラム集』（H22、3月作成）（飯田線とカネト）</li> <li>人権つうしん第42号「アイヌ民族の歴史と現状」</li> </ul> |
| <p>取 組 例</p>  |   |
| <p>&lt; 学校教育での取組 &gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会科でのアイヌの人々の生活文化や伝統についての学習。</li> <li>読書活動でアイヌの民話を扱う取組。</li> <li>「アイヌ民族：歴史と現在」等の冊子を利用した学習。</li> </ul> <p>&lt; PTA・地域と連携した取組 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌの人々の生活文化や伝統についての学習会の設定。</li> <li>長野県におけるアイヌの人々の業績を学ぶ学習。</li> </ul> |   |



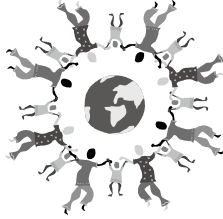
### < 資料紹介 >

『アイヌ民族：歴史と現在 —未来を共に生きるために—』（発行：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構）

アイヌ民族について、小学生、中学生が学習できるように作られた副読本が、各小中学校に1冊ずつ配布されています。

教師用指導書もあり、DVD資料の借用についての案内も掲載されています。

## g 外国人

|   |   |
|---|---|
| <p>取組に当たっての基本的な考え方・観点<br/>         &lt; [第三次とりまとめ] &lt;実践編～個別的な人権課題に対する取組～&gt;</p>  | <p>関係法令等</p>  |
| <p>近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増しており、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。</p> <p>このような中、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って、一人一人の人権を尊重していく観点からの取組が求められる。</p> <p>学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、その教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。</p> <p>なお、外国人の人権に関する学習を進める際には、地域に在住する外国人や、地域の学校に在籍する外国人児童生徒等の実態を把握しておくことが重要である。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人登録法</li> <li>・難民の地位に関する条約</li> <li>・日韓法的地位協定</li> <li>・国際人権規約</li> </ul>    |
| <p>目 標 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本に暮らす外国人の文化や生活様式に関心を持ち、互いの違いを理解し、尊重できるようになる。</li> <li>・地域社会で外国人と共に生きていくための具体的方法を考える。</li> <li>・違いや多様性を「豊かさ」ととらえて、共に生きる社会のあり方を考える。</li> </ul>  | <p>県教委作成の資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『ヒューマンライツインながの』（アフリカからの花嫁）</li> <li>・『「わたし」と「あなた」そして「みんな」の人権』（予防接種のお知らせ）</li> <li>・『笑顔からはじまる人権』（「はだいろ」って何色？）</li> <li>・『一緒にいこうよ』（日本語学級との交流を通して）</li> <li>・『参加型人権教育プログラム集』（H22,3月作成）（長野県の人権ガイド「長野朝鮮初中級学校」）</li> <li>・『人権つうしん40号』（長野県人権教育リーダー研修会の記録&lt;金早雪さんの講演&gt;）</li> <li>・『長野県小学校教育課程学習指導手引書 外国語活動編』</li> </ul> |
| <p>取 組 例</p> <p>&lt;学校教育での取組&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合的な学習の時間での地域で生活する外国の人達や日本語指導教室の友達との交流活動などの多文化共生を目指す取組。</li> <li>○国語・社会科・音楽・家庭科・外国語活動等での外国の文化を理解する学習。</li> <li>○美術での「美術を通じた国際理解」や保健体育での「民族や国…などを超えて人々を結びつけていること」の学習や活動。</li> <li>○道徳や社会科での人種差別の問題の学習。</li> <li>○在日韓国・朝鮮人、中国帰国者の問題の学習。</li> </ul> <p>&lt;PTA・地域と連携した取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に在住する外国人と地域の住民との相互理解を深めるための学習機会を充実させる。</li> <li>○外国人を講師に招いて料理教室を行い、交流を深める。</li> <li>○公民館の連続講座として日本語教室を実施する。</li> </ul> |   |



### DVD「ソーテ・サワサワ～人間の価値はみな同じ～」

「ジャンボー。私は小林フィデアです。タンザニアから参りました。」強く輝く太陽に生まれた、陽気で明るい性格のフィデアさん。青年海外協力隊員だった一成さんと出会い、結婚、長野県の飯綱町（旧三水村）で暮らした。一緒に生活する中で受け入れていった人々と、一方で外国出身ということだけでフィデアさんを排除した人々。「シーシー・ソーテ・サワサワ…私たちみな同じ。みないっしょ。」フィデアさんは、私たち日本人へ、そしてこの世の中のすべての人々へ、願いを込めてこう語る。（DVDの解説文より）  
 （34分）企画：長野県同和教育推進協議会 制作・著作信越放送株式会社

## h HIV感染者、ハンセン病元患者等

| <p>取組に当たっての基本的な考え方・観点<br/>                     &lt; [第三次とりまとめ] &lt;実践編～個別的人権課題に対する取組～&gt;</p>  | <p>関係法令等</p>   |
|--|--|
| <p>医学的に見て不正確な知識や思いこみ等による過度の危険意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。</p> <p>(HIV感染者等)</p> <p>HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。</p> <p>学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身につけさせることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別を解消する教育を推進する。</p> <p>なお、指導に当たっては、保健体育担当者や養護教諭との連携を図ることが重要である。</p> <p>(ハンセン元患者等)</p> <p>ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。</p> <p>したがって、ハンセン病患者を隔離する必要性は全くないが、我が国では、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた経緯があり、「らい予防法の廃止に関する法律」の施行（平成8年）により隔離政策が終了した後も、療養所入所者の多くは、長期間にわたる隔離などによって、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。</p> <p>政府においては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、啓発資料の作成・配布などによる啓発活動を推進しており、学校教育においても啓発資料の適切な活用を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</li> <li>・エイズ問題総合対策大綱</li> <li>・らい予防法の廃止に関する法律</li> <li>・ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律</li> <li>・ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話</li> <li>・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律</li> </ul> |
| <p>目 標 例</p>   | <p>県教委作成の資料等</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・HIV感染者、エイズ患者、ハンセン病元患者等への正しい理解と認識を深める。</li> <li>・当事者の思いや願いを知り、その生き方に学ぶ。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・『人権教育だより76号』（ハンセン病療養所「栗生 楽泉園」への訪問）</li> <li>・『「わたし」と「あなた」そして「みんな」の人権』（HIV感染者等の人権）</li> </ul>   |
| <p>取 組 例</p>   |  |
| <p>HIV感染者等<br/>                     &lt;学校での取組&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当事者・支援者の講演・交流学习などの取組。</li> <li>○保健体育の学習と関連させて感染者の人権について学習。ウィルス性肝炎、新型インフルエンザに関わる学習。</li> </ul> <p>&lt;PTA・地域と連携した取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別を解消するための学習会</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・『一緒にいこうよ』（共に生きる力を育てるエイズ学習）</li> <li>・パンフレット『ハンセン</li> </ul>  |



|   |   |
|---|---|
| <p>を設定し、予防を含めた正しい知識の普及を図る。</p> <p>ハンセン病元患者</p> <p>&lt;学校での取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当事者・支援者の講演・交流学习などの取組。</li> <li>○国や県のパンフレットを利用した学習。</li> <li>○保健体育の学習と関連させて元患者の人権について学習。</li> </ul> <p>&lt;社会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ハンセン病問題に対する正しい理解を深める。</li> <li>○当事者・支援者の講演・療養所訪問などの取組。</li> </ul> | <p>病について考えてみませんか!』(長野県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット『ハンセン病の向こう側』(厚生労働省)</li> <li>・長野県ハンセン病問題検証会議報告書(聞き取りの記録 等)</li> </ul> |
|---|---|



|  |  |
|--|--|
| <p><b>&lt;資料紹介&gt;</b></p> <p><b>パンフレット「ハンセン病について考えてみませんか!」</b></p> <p>作成：長野県（各中学校へ配布）</p> <p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人権の視点からハンセン病問題を考える<br/>(私たちはこれからどうすればいいのでしょうか?等)</li> <li>○ハンセン病に関する主なできごと</li> <li>○隔離政策と長野県の関わり</li> <li>○ハンセン病療養所に入所している方々の声</li> <li>○ハンセン病療養所一覧<br/>(入所者数、長野県関係者数)</li> <li>○長野県の取組</li> </ul> | <p><b>パンフレット「ハンセン病の向こう側」</b></p> <p>作成：厚生労働省（各中学校へ配布）</p> <p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ハンセン病の悲しい歴史<br/>(ハンセン病問題の歩み 等)</li> <li>○ハンセン病と人権について考える<br/>(隔離政策、元患者の状況 等)</li> <li>○ハンセン病問題から学ぶべきこと<br/>(過ちを繰り返さないために…)</li> <li>○ハンセン病をもっと知ろう……</li> </ul> |
|--|--|

**「ハンセン病元患者」の呼称について**

「ハンセン病回復者」という呼び方もあります。そこには、「治癒しているにもかかわらず、ハンセン病だけ元患者という呼び方はおかしい。」という思いや、「人間の尊厳の回復」という思いがあります。

一方、「感染症としてのハンセン病は完治しても、神経障害などの後遺症がある人も多い。隔離政策が生んだ社会問題もまだ残っている。そのことを忘れてほしくない。『ハンセン病元患者』の呼称を使いたい。」という思いの人もいます。一人一人の言葉を丁寧に聞き取り、心の底にある思いを受け止めていく姿勢が大切です。



## i 刑を終えて出所した人

| <p>取組に当たっての基本的な考え方・観点<br/>                     &lt; [第三次とりまとめ] &lt;実践編～個別的な人権課題に対する取組～&gt;</p>   | <p>関係法令等</p>  |
|--|---|
| <p>刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。</p> <p>刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を推進することが求められている。</p> <p>なお、学校教育において、刑を終えて出所した人の人権に関する指導を行う際には、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要がある。</p> | <p>・更生保護法</p>   |
| <p>目 標 例</p>   | <p>県教委作成の資料等</p>  |
| <p>・刑を終えて出所した人やその家族の人権を考える。<br/>                     ・社会復帰を支える社会のあり方を考える。</p>  | <p>・『人権教育だより77号』（学びと感動が人を変える～角谷敏夫さんの講演から～）</p>  |
| <p>取 組 例</p>   | <p>・『「わたし」と「あなた」そして「みんな」の人権』（歳月を経て）</p>   |
| <p>&lt;学校での取組&gt;&gt;</p> <p>○更生のための支援や指導をされてきた方の講演会等の取組。<br/>                     ○贖罪をテーマにした文学作品・道徳資料等による学習。</p> <p>&lt;PTA・地域と連携した取組&gt;</p> <p>○更生のための支援や指導をされてきた方の講演会等の取組。<br/>                     ○施設見学と現地研修。</p>  | <p>・『参加型人権教育プログラム集』（H22、3月作成）（長野県の人権ガイド「松本少年刑務所「旭町中学校桐分校」）</p> <p>・更生のための支援や指導をされてきた方を講師にお願いする方法も考えられる。</p> |



松本市立旭町中学校桐分校（きりぶんこう）

松本市立旭町中学校桐分校は、全国で唯一の刑務所の中の中学校です。入学対象者は、義務教育を修了できなかった受刑者です。彼らを卒業生として送り出したのは、旭町中学校や松本市の皆さんが、自分の学校の生徒として温かく受け入れてくださったおかげです。

「君たちは自分の犯罪を振り返り、反省することはもちろんのこと、被害者とその家族、あるいは遺族、その周辺の人々の怒り、苦しみ、痛み、哀しみを忘れてはならない」と言い続けてきました。

学力にも格差があり、劣等感が強い人もいます。人から愛されたことが少なく、邪魔者にされ、居場所もないような生活を送ってきた人が多いと思います。…（人権教育だより七十七号掲載の角谷敏夫さん（元松本市立旭町中学校桐分校教員）の文章より）

## j 犯罪被害者等

| <p>取組に当たっての基本的な考え方・観点<br/>                     &lt; [第三次とりまとめ] &lt;実践編～個別的人権課題に対する取組～&gt;</p>  | <p>関係法令等</p>  |
|--|---|
| <p>我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に関する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっている。</p> <p>犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。</p> <p>学校教育において、犯罪被害者等の人権に関する指導を行う際には、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを認識させ、自らの問題として考えさせると同時に、個人情報等の取扱について十分配慮を行うことが必要となる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等基本法</li> <li>・犯罪被害者等基本計画</li> <li>・犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律</li> <li>・犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律</li> </ul> |
| <p>目 標 例</p>   | <p>県教委作成の資料等</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接的被害のみならず精神的被害による人権侵害についても、知る権利とプライバシーの保護のあり方等を考える。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害の当事者の方や家族、その支援者を講師にお願いする方法も考えられる。(人権教育講師派遣事業の活用)</li> </ul>   |
| <p>取 組 例</p>   |   |
| <p>&lt;学校での取組&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害を受けた方やその家族の講演会などの取組。</li> <li>○犯罪被害を受けた家族の生き方などを扱った文学作品・道徳資料等による学習。</li> </ul> <p>&lt;PTA・地域と連携した取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害を受けた方やその家族の講演会などの取組。</li> </ul>  |   |



### <資料紹介>

DVD『友達が被害者になったら』（内閣府犯罪被害者等施策推進室）（21分）

「犯罪の被害者は一部の人に限られた話ではありません。あなたや、あなたの友達も被害者になってしまう可能性だってあるのです。」（DVDの説明文より）

※DVD『友達が被害者になったら』は、各教育事務所及び教学指導課心の支援室にあります。



## ⅴ インターネットによる人権侵害

| 取組に当たっての基本的な考え方・観点<br>＜[第三次とりまとめ]＜実践編～個別的な人権課題に対する取組～＞   | 関係法令等  |
|--|--|
| <p>インターネットによる電子メールやホームページ、電子掲示板を利用したネットニュースなどは、いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被害者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。</p> <p>学校においては、情報に関する教科等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知らせ、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>不正アクセス行為の禁止等に関する法律</li> <li>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</li> <li>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</li> </ul>               |
| 目 標 例  | 県教委作成の資料等  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>高度情報化社会における人権侵害の危険性について関心を高める。</li> <li>情報を発信する場合の責任と義務について考える。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>『人権教育だより74号』（ネット上のいじめへの対応を）</li> <li>@（ユビキタス）nagano</li> <li>リーフレット「子どもたちに悲しい顔をさせないために…」</li> <li>リーフレット「便利さのうらにある危険をどう伝えますか？」</li> </ul> |
| 取組例  |  |
| <p>＜学校教育での取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳等での「情報モラルに関する」学習や講演会。</li> </ul> <p>＜PTA・地域と連携した取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットやケータイ等による人権侵害及び情報モラルに関する学習会を設定する。</li> </ul>  |  |



### ＜資料紹介＞

DVD「ちょっと待って、ケータイ2」（文部科学省委託事業）

「道徳や特別活動などの授業で取り扱う場合は、1つの事例にしぼって視聴や討論を行うことをおすすめします。

保護者会、研修会など、保護者が視聴する際には、事例をしぼる、全体を視聴するなどをおすすめします。」（DVD付属の冊子より）

※DVD『ちょっと待って、ケータイ2』は、各教育事務所及び教学指導課心の支援室にあります。

## 事例をもとに、情報モラルを学ぶ

児童生徒に携帯電話やインターネット利用における人権侵害（加害者・被害者を含めて）を防ぐため、人権教育や道徳教育の見地からの情報モラル教育が必要です。

### 1 平成22年度の事例（第920回教育委員会定例会資料より）


A インターネットの掲示板に女子生徒の水着姿の写真が掲載され、不適切な性的表現が書き込まれていた。

B 女子生徒がブログを開設。他の生徒の中傷を書き込んだ。事情を知った複数の女子生徒に暴力を振るわれたり、脅されたりした。

### 2 指導の内容

#### ① 知恵を磨く・・・情報安全教育（インターネット・携帯電話の特性を理解させる）

- ・インターネットで発信した情報は瞬時に広まり 公開された情報は完全には消去できない。（一度削除しても、再アップする者も現れ、公開され続ける）
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば誰の書き込みかを特定することができる。個人情報の扱いには最大限の注意を払わなければならない。
- ・悪質な書き込み、誹謗中傷は犯罪行為になる。
- ・刑事上、民事上の責任を追究される可能性があることを理解させる。

 事例では


A 民法 第709条 不法行為による損害賠償

B 刑法 第230条（名誉毀損）

などの可能性がある。

#### ② 心を磨く（人権教育・道徳教育の必要性）

- ・相手への思いやり、責任ある行動・コミュニケーション能力を磨く。
- ・インターネット上の発言も、公の場での発言と同様の責任が必要であることを学ぶ。

 事例では

A 相手が深く傷つき、不登校になったり、成績不振になったり、深刻な場合は自傷や自殺に至る危険性もあることを理解させる

B 直接言わないで、ネットにインターネットに書き込んだことでショックが大きくなることを理解させる。

A・B インターネット誰でも、どこでもアクセスでき、いつまでも残ることでダメージが大きくなることを知らせる。

#### ③ 生徒自身の問題として携帯電話やインターネットの利用を考えさせる。

<例>

- ・DVD（『ちょっと待ってケータイ2』『卑劣なネットいじめはNO！』など）の視聴覚教材を視聴した後、話し合いを持つ。（P141 参照）
- ・掲示板に書き込んだ者、書き込まれた者、ただ見ていた者の役割でロールプレイを行い、当事者意識を持つ。
- ・ディベートを通じて、日頃携帯電話について感じていること、情報社会の一員としての振る舞いなどを話し合う。

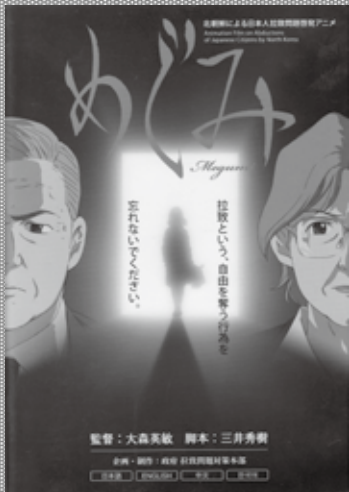
### 3 トラブル防止のためにもつべき教職員の認識

- ① ネットいじめは、加害者と被害者が入れ替わることもあり、傍観者など関係者の認定が困難であるという構造を知る。
- ② 児童生徒が何に夢中になっていて、どんな問題が起きやすいかを知る。
- ③ 危険性を保護者と共有し、理解と協力を得られるようにする。



# I 北朝鮮当局による拉致被害者等

| 取組に当たっての基本的な考え方・観点<br>＜「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更について」＞   | 関係法令等  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。</li> <li>・学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律</li> <li>・「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更について」（平成23年4月1日閣議決定）</li> </ul> |
| 目 標 例  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・拉致被害者の問題などの社会問題に人権の視点から関心を持ち、被害者及び被害者家族の現状と思いを知る。</li> </ul>   |  |
| 取 組 例  |  |
| <p>＜学校教育での取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アニメ『めぐみ』」を視聴し、拉致問題が重大な人権侵害であることを理解する。（社会科）</li> <li>・「アニメ『めぐみ』」を視聴し、被害者・家族の心情に共感する。（道徳）</li> </ul> <p>＜PTA・地域と連携した取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拉致被害者の問題について、アニメ「めぐみ」や映画「めぐみ」の上映等。</li> </ul> |  |



## 資料紹介

### ○DVD「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」

DVDは、各学校に配布されていますが、各教育事務所及び教学指導課心の支援室にもあります。

また、下記のアドレスで視聴することができます。

<http://www.rachi.go.jp/jp/megumi/gaiyou.html>

### ○映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」

拉致問題対策本部事務局では、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」の上映会を開催したい希望のある中学校・高等学校等を募集しています。

下記のアドレスから申し込み様式をダウンロードできます。

<http://www.rachi.go.jp/jp/minkan/megumi.html>

# m その他

| 取組に当たっての基本的な考え方・観点<br>＜[第三次とりまとめ] 実践編～個別的な人権課題に対する取組～＞   | 関係法令等  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、必要な取組を行っていくことが求められる。</li> </ul> <p>＜その他の人権課題の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）を理由とする偏見・差別</li> <li>・ホームレスの人権・性同一性障害者の人権・人身取引（トラフィッキング）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法</li> <li>・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律</li> <li>・『人権教育だより77号』（人権教育Q&amp;A性同一性障害）</li> <li>・『人権教育だより78号』（人権教育Q&amp;A色覚問題）、（格差・貧困問題と誠実に向き合う）</li> </ul> |
| 目 標 例  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・同性愛者への差別といった性的指向に関わる問題、ホームレスの問題、拉致被害者の問題など、新たに生じてくる社会問題に人権の視点から関心を持ち、共に生きる社会のあり方を考える。</li> </ul>   |  |
| 取 組 例  |  |
| <p>＜学校教育での取組、PTA・地域と連携した取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性同一性障害者の人権について当事者の講演会を実施する。</li> <li>・ホームレスの人権や貧困問題について、支援者等の講演会を実施する。</li> </ul>  |  |

# 北朝鮮当局による拉致問題とは？

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮当局による日本人拉致（自由を奪い、連れ去ること）が多発しました。現在、日本政府は17名の方々を拉致被害者として認定しています。

平成14年9月、日本と北朝鮮の首脳会談で、北朝鮮は長年否定していた日本人の拉致を認め、謝罪しました。その結果、5人の被害者が帰国することができ、その家族8人についても、帰国・来日が実現しました。しかし、その他の被害者は、いまだに北朝鮮当局から納得のいく情報は提供されず、安否は不明のままです。

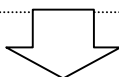
日本政府は、拉致問題を解決すべき重要な課題であると受け止め、平成18年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害への対処に関する法律」を制定し、解決に向けて努力することが国及び地方公共団体の責務であるとししました。

また、毎年、12月10日から16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間と定め、「拉致問題を考える集い」等の様々な活動を国や地方公共団体が行っています。

さらに、日本政府は、「人権教育・啓発に関する基本計画」を平成23年4月1日に一部変更し、今まで「12課題」といわれていた人権課題に「(12)北朝鮮当局による拉致問題等」の事項を加えました。

国が取り上げる人権課題は次のように変わりました。

(1)女性 (2)子ども (3)高齢者 (4)障害者 (5)同和問題  
(6)アイヌの人々 (7)外国人 (8)H I V感染者・ハンセン病元患者等  
(9)刑を終えて出所した人 (10)犯罪被害者等 (11)インターネットによる人権侵害  
(12)その他 (北朝鮮当局による拉致問題等、性同一性障害等)



(1)女性 (2)子ども (3)高齢者 (4)障害者 (5)同和問題  
(6)アイヌの人々 (7)外国人 (8)H I V感染者・ハンセン病元患者等  
(9)刑を終えて出所した人 (10)犯罪被害者等 (11)インターネットによる人権侵害  
(12)北朝鮮当局による拉致問題等 (13)その他 (性同一性障害等)

(注)

# 性同一性障害Q & A

## Q 1 性同一性障害 (gender identity disorder) とは？

生物学的な性（身体の性）と性の自己意識（心の性）が一致しない状態を指します。

身体の性は女性、心の性は男性である female to male (FTM) と、身体の性は男性、心の性は女性である male to female (MTF) とに分かれます。身体の性と心の性とは一致していて、性指向が身体の性と同一性別に向かう同性愛とは異なります。

当事者にとって、性別の違和感は、物心ついたころから始まることも多いとされますが、特に、思春期は、精神的に不安定な時期であるとともに、二次性徴で望む性とは反対に身体が変化する時期となり、身近な大人にも相談できずに深く悩むことが多く、不登校のほか、自殺念慮、自傷行為などの問題も起きやすいのです。

## Q 2 小学生の性同一性障害について新聞報道されましたが？

埼玉県の小学校の児童が、幼稚園の頃から自分の体が男であることへの違和感が強く、小学校入学後は、男児用の水着を着たり、トイレで立って用をたしたりすることへの苦痛を激しく訴えて、不眠がちになったことから、埼玉医科大学のジェンダークリニックを受診し、性同一性障害であると診断されました。

学校は、主治医や保護者と相談した結果、本人の苦痛を取り除くことを最優先することとし、全校生徒とクラスの保護者に説明したうえで、「女兒」として受け入れることにしました。

(平成22年2月新聞報道)

## Q 3 学校における性同一性障害の児童生徒への適切な対応とは？

下記の点に留意しながら、管理職のリーダーシップはもちろんのこと、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、保護者の意向にも配慮しつつ、児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、児童生徒の心情に十分配慮した対応が大切です。

- 体の性に違和感のある児童生徒の悩みを見過ごさないという認識を全教職員が持つ。
- 性同一性障害のある児童生徒が学校の中で安心して生活するために、周りの児童生徒・保護者の理解を図ることをはじめとして、制服、トイレ、更衣、健康診断、保健体育（特に水泳）、宿泊行事、書類上の性別表記、男女別の整列、呼称等の配慮について検討する必要がある。
- その際、「周囲には知らせないでほしい」、「更衣、トイレについてのみ配慮してほしい」というように、当事者の願いが一人一人異なることや、体の性への違和感が一時的なものである場合もあることから、当事者やその保護者の気持ちにいていねいに寄り添い、必要に応じて関係医療機関とも連携しながら対応していくことが大切である。
- 進路指導においても、当該児童生徒の相談にのりながら、必要に応じて、進学先の学校等との連携を図ることが大切である。

教職員がほとんど認識を持っていない時代には、教職員に相談できずに悩んでいた子どもたちが何人もいたのだと思います。まず、「見過ごさないという認識を全教職員が持つ」ことが、「適切な対応」の第一歩です。

# 色覚問題 Q & A

## Q 1 色覚問題とは？

「色覚異常」とされる児童生徒については、教育活動上の配慮が必要であるという考えから、平成14年度まで、健康診断の際に色覚検査を実施してきました。

「色覚異常」の頻度は、報告者によって異なりますが、「およそ男子の5%、女子の0.2%」といわれています。（文部科学省「色覚に関する指導の資料」より）

かつて、「石原式色覚異常検査表」が読めない児童生徒には、大学入試のほか、教員、警察官等の多くの職種において厳しい制限がありました。しかし、現在では一部の職種を除いて制限がなくなっています。当事者の様々な将来の可能性を閉じてしまうのではなく、周りの配慮等により、児童生徒が持っている能力を「可能な限り伸ばし広げていこう」という考え方になってきています。

名称についても、正式には「色覚異常」ですが、最近は「色覚障害」と呼ばれることがあったり、教育委員会によっては「色覚特性」と呼ばれたりする場合もあります。

## Q 2 どうして色覚検査がなくなったの？

色覚問題に対する理解が進み、色覚検査で異常と判断された場合でも、大半は学校生活に支障はないという認識のもとに、文部科学省は、学校保健法施行規則の一部改訂（平成14年（2002年）3月29日）において、児童生徒の定期健康診断の必須項目から色覚検査を削除しました。

しかし、これは、色覚にハンディのある児童生徒について、教育活動上、まったく配慮の必要がないことを意味するものではありません。教職員は、児童生徒の能力が十分発揮できるよう配慮する必要があります。

## Q 3 学校生活で配慮することは？

教職員は、教育活動全般にわたり、色覚にハンディのある児童生徒がいるかもしれないという前提で学習指導を行う必要があります。

現在の教科書や地図帳等は、色使いについてかなり配慮され、色覚のバリアフリー化が進んでいます。色覚にハンディのある児童生徒にとって使いやすいものになってきています。

一方、パソコンによる教職員の自作資料等では、色使いが自由にできる分、一部の児童生徒にとっては見にくい場合も考えられます。判断が難しい場合は、白黒の印刷やコピーをするなどして、見やすいかどうかを確認してみるとよいでしょう。

また、緑と赤の識別が困難な児童生徒にとって、緑色の黒板に赤のチョークで書いた字は読みづらいのです。白や黄色のチョークを主体に使用し、児童生徒の実態や状況によってチョークの色の使い方を工夫していくことがよいでしょう。

## Q 4 色覚に不安を感じている児童・生徒への対応は？

色覚に不安を覚える児童・生徒及び保護者への対応として、学校は、保護者から健康相談の希望の有無を聞き（下記ホームページ「健康相談申込書（例）」参照）、色覚についての相談の希望があれば、学校医が健康相談を行います。（文部科学省「色覚に関する指導の資料」より）

その際、児童・生徒及び保護者の事前の同意を得るとともに、色覚に関する個人情報が入り過ぎる過去から未来へ続く遺伝子情報であることを十分に認識し、プライバシーに配慮することが求められます。教職員の不用意な対応で、児童・生徒を傷つけるようなことが絶対にないようにしなければなりません。

参考：文部科学省ホームページ <http://www.geocities.jp/cbfgver101/monnbusyoy/index.html>

（財）日本学校保健会ホームページ <http://www.gakkohoken.jp/modules/bulletin1/index.php?storytopic=7>



実践事例・関係資料を提供していただいた方々、団体、学校

(資料掲載のページ順)

- ・ (公財) 日本ユニセフ協会
- ・ (福) 日本聴導犬協会
- ・ 飯綱町社会福祉協議会
- ・ 平成20年度・21年度人権教育推進のための調査研究委員会
- ・ E R I C国際理解教育センター
- ・ 大阪府松原市立松原第七中学校
- ・ 塩尻市立榑川中学校
- ・ 山ノ内町立東小学校
- ・ 大町市立大町西小学校
- ・ 御代田町立御代田北小学校
- ・ 飯山市立秋津小学校

編集・発行

人権教育指導方法等研究会

連絡先

長野県教育委員会事務局

教学指導課心の支援室 人権支援係

電話

026-235-7450

FAX

026-235-7495

Eメール

[kokoro@pref.nagano.lg.jp](mailto:kokoro@pref.nagano.lg.jp)